

【事例6】前年分からの繰越譲渡損失を本年分の譲渡所得等及び配当所得等から控除するケース

私は、令和5年中にZ証券山手支店の特定口座（源泉徴収口座）で次の取引を行いました。

譲渡区分	譲渡の対価の額	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額
上場分	5,000,000円	4,600,000円	400,000円
特定信用分	—	—	—
合計	5,000,000円	4,600,000円	400,000円

また、この特定口座を通じて上場株式である〇商事の配当（収入金額60,000円）を受け取りました。私は、これらの収入以外に、給与があります。なお、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額が1,350,000円（令和2年分の損失250,000円、令和3年分の損失300,000円及び令和4年分の損失800,000円）あります。

国税庁ホームページで申告書等を作成すると税額などが自動計算され便利です。この事例についての具体的な入力例はご利用ガイドの入力例に掲載しています（詳しくは3ページ参照）。

①-1 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」等を作成します。

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」は、2面を書いた後に1面を書いてください。

上場株式等をお売りになった場合には「上場株式等」に、それ以外の株式等（一般株式等）をお売りになった場合には「一般株式等」に、右のように2面から転記してください。 ※ 上場株式等の相対取引など（52ページの2の（注2）参照）がある場合の記載方法については、1面の（注）をご覧ください。

この事例では、⑪欄の金額が赤字ですので、この金額を「申告書第三表」⑫欄に転記してください。なお、⑪欄の金額が赤字の場合はここでは転記せず「確定申告書付表」1面の⑤欄の金額を「申告書第三表」⑫欄に△を付けて転記します（38ページ参照）。

この事例の場合、Z証券の特定口座以外には株式等の譲渡がありませんので、「特定口座年間取引報告書」の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることもできます。

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

【令和5年分】

住所 G市〇×町53-8 フリガナ フクオカ ヨシコ 氏名 福岡 良子

電話番号 〇〇〇-×××-△△△△ 職業 会社員 関与税理士名 (電話)

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

収入金額	一般株式等	上場株式等
譲渡による収入金額 ①		5,000,000円
その他の収入 ②		
小計(①+②) ③		5,000,000
取得費(取得価額) ④		4,600,000
譲渡のための委託手数料 ⑤		
⑥		
小計(④から⑥までの計) ⑦		4,600,000
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(※1) (△を付けて書いてください) ⑧		
差引金額(③-⑦-⑧) ⑨		400,000
特定投資株式の取得に要した金額等の控除(※2) (⑨欄が赤字の場合は0と書いてください) ⑩		
所得金額(⑨-⑩) (一般株式等について赤字の場合は0と書いてください) ⑪		400,000

⑫欄に赤字の場合は申告書第三表⑫へ  
⑫欄に赤字の場合は申告書第三表⑫へ

添付書類  
この事例の場合に、「確定申告書」に添付する書類については、25ページの「添付書類」の2を参照してください。

【事例6】の解説

○ あなたが行った取引は、「上場株式等」の取引に該当します。また、源泉徴収口座に受け入れた〇商事の株式の配当は、「上場株式等の配当等」に該当します。この源泉徴収口座の譲渡所得等及び配当所得については申告することにより、前年から繰り越した上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除することができます。

なお、控除してもなお控除しきれない上場株式等に係る譲渡損失の金額は、譲渡の年の翌年以後3年間にわたり繰り越すことができます（52ページ参照）。

これらの上場株式等の取引による譲渡所得等の金額及び翌年に繰り越す譲渡損失の金額は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」で計算し、次のとおりとなります。

	収入金額	必要経費等	差引金額	翌年以後に繰り越される金額
(譲渡分)	5,000,000円	4,600,000円	400,000円	0円
(配当分)	60,000円	0円	60,000円	0円
(繰越分)			△1,350,000円	△890,000円

○ 「申告書第一表、第二表」及び「申告書第三表（分離課税用）」については、【事例2】から【事例5】の記載例の手順に沿って作成してください。

※ 令和5年中に株式等の譲渡をしていない場合でも、前年から繰り越した上場株式等に係る譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越す場合には、確定申告書に「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」を添付して提出する必要があります。

(注) この付表は、翌年以後の申告で必要になりますので控えも併せて作成し、保管してください。

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（2面上部）

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座・簡易口座	Z証券会社 山手支店	5,000,000円	4,600,000円	400,000円	61,260円
源泉口座・簡易口座	証券会社 本店出張所				
源泉口座・簡易口座	銀行 本店出張所				
源泉口座・簡易口座	証券会社 本店出張所				
源泉口座・簡易口座	銀行 本店出張所				
合計(上場株式等(特定口座))		5,000,000	4,600,000	400,000	61,260

申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額については、「○」で囲み、口座ごとに書いてください。

「申告書第二表」の「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」欄に転記してください。

「源泉徴収税額」欄及び「株式等譲渡所得割額」欄の金額がある場合は、「参考」源泉徴収口座を申告する場合の転記方法(56ページ)を参照して転記してください。

令和5年分 特定口座年間取引報告書

住所 G市〇×町53-8 フリガナ フクオカ ヨシコ 氏名 福岡 良子

前提出出の住所又は居所 生年月日 明・大・令 44・12・27

源泉徴収税額(所得税) 61,260円 株式等譲渡所得割額(住民税) 20,000円 外国所得税の額 0円

譲渡区分	譲渡の対価の額(収入金額)	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額(譲渡所得等の金額)
上場分	5,000,000円	4,600,000円	400,000円
特定信用分			
合計	5,000,000	4,600,000	400,000

事例6(記載例)

事例6(記載例)

1-2 「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」を作成します。

この付表の作成が必要なケースは【事例4】の29ページで説明していますので、参照してください。

【事例4】の記載例の書き方(29ページ)を参照して書いてください。

この付表の記載に当たっては、赤字の金額は△を付けずに書いてください。

令和5年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字の方のみ書いてください(【事例4】の29ページ参照)。この事例では、黒字ですので記入の必要はありません。

⑤欄の金額は、令和5年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字の方のみ書いてください(【事例5】の35ページ参照)。この事例では、黒字ですので記入の必要はありません。

第三表③欄へ(38ページ参照)

①～③欄には、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を書いてください(「令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」(控)を参考に、該当の年分欄に記入してください。)

確定申告書付表(1面)

令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住所(又は居所) 事務所等: G市○×町53-8  
フリガナ 氏名: フクオカ ヨシコ 福岡 良子

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

上場株式等に係る譲渡所得等の金額(「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の①欄の金額)	①	
上場株式等に係る譲渡損失の金額(※)(「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の②欄の金額)	②	
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額(①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	③	

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

種目・所得の生ずる場所	利息等・配当等の収入金額(税込)	配当所得に係る負債の利息
Z証券 山手支店	60,000 円	
合計	60,000 円	
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額(⑥-⑦)(赤字の場合には0と書いてください。)	④	60,000

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額(③-④)(③欄の金額≧④欄の金額の場合には0と書いてください。)(2)の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください。)	⑤	
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額(④-③)(③欄の金額≧④欄の金額の場合には0と書いてください。)(1)の記載がない場合には、④欄の金額を移記してください。)	⑥	60,000

確定申告書付表(2面上部)

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額(※1)	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分(令和2年分)	250,000		
本年の2年前分(令和3年分)	300,000		
本年の前年分(令和4年分)	800,000		
本年分			

本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額(⑨+⑩+⑪)

本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額(⑩)

令和5年分 特定口座年間取引報告書

住所(住所) G市○×町53-8  
フリガナ フクオカ ヨシコ  
氏名 福岡 良子  
生年月日 明・大 44.12.27

種別	配当等の額	源泉徴収額(所得税)	配当割額(住民税)	特別分配金の額	上場株式配当等控除額	外国所得税の額
①株式、出資又は基金	60,000	9,189	3,000			
②特定株式投資信託						
③投資信託又は特定受益証券発行信託(⑤、⑦及び⑧以外)						
④オープン型証券投資信託						
⑤国外株式又は国外投資信託等						
⑥合計(①+②+③+④+⑤)	60,000	9,189	3,000			
⑦譲渡損失の金額						
⑧差引金額(⑥+⑦-⑧)	60,000					
⑨納付税額		9,189	3,000			
⑩還付税額(⑥+⑦-⑧)						

【確定申告書付表】1面の1(2)「利息等・配当等の収入金額(税込)」欄に転記します(⑤欄の金額がある場合は、⑨欄の金額と⑤欄の金額の合計額を転記します。)。なお、⑰欄の金額を転記しないようご注意ください(34、35ページ参照)。

「納付税額」欄の金額がある場合、「申告書第二表」に転記してください(56ページ参照)。

「令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」の作成に当たっては、「令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」(控)の確認が必要となります。

【参考】令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(控)

【参考】令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(控)(2面上部)

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額(※1)	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分(令和1年分)	500,000		
本年の2年前分(令和2年分)	250,000		
本年の前年分(令和3年分)	300,000		
本年分			

この令和元年分の譲渡損失の金額(500,000円)は、令和5年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額から控除することはできません。

【参考】令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(控)(1面下部)

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額(③-④)(③欄の金額≧④欄の金額の場合には0と書いてください。)(2)の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください。)	⑤	800,000
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額(④-③)(③欄の金額≧④欄の金額の場合には0と書いてください。)(1)の記載がない場合には、④欄の金額を移記してください。)	⑥	0

この金額が令和4年分の譲渡損失の金額です。

事例6(記載例)

